



# 宮 崎 県 公 報

平成20年7月8日（火曜日）号外 第35号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共）1年 36,000円

## 目 次

公 告	頁
○宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の 手続の公表……………（総務課）	1

## 公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成20年7月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県東京学生寮
- (2) 所在地 東京都千代田区九段南4丁目8番2号
- (3) 設置目的 宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等の学生に就学の便宜を図ること。

### 2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- (1) 学生寮の入退寮手続に関する業務
- (2) 学生寮における寮監業務
- (3) 学生寮の維持及び保全に関する業務
- (4) その他宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）第19条に規定する管理の基準による。

### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者には、当

該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

### 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、学生寮の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) 環境保全への対応等がなされていること。

### 8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県東京学生寮指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総務部総務課庁舎担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7290
- (2) 配布期間 平成20年7月8日から平成20年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

### 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成20年8月13日から平成20年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- |  |  |
|--|--|
| <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先<br/>宮崎県総務部総務課庁舎担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番<br/>1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7290</p> <p>12 その他<br/>この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> |  |
|--|--|